

修正案第 1 号

平成 19 年 9 月 13 日

企画総務委員会委員長 西 口 広 信 殿

企画総務委員会委員 角 田 晃 一

議員提出議案第 7 号生駒市政治倫理条例の制定についてに対する  
修正案

このことについて、生駒市議会会議規則第 99 条の規定により、別紙のとおり  
案文を添え修正案を提出いたします。

議員提出議案第7号生駒市政治倫理条例の制定についてに対する  
修正案

議員提出議案第7号生駒市政治倫理条例の制定についての一部を次のとおり修正する。

第5条第7項中「資産報告書」を「資産等報告書」に改める。

第6条第1号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(資産等報告書の提出の特例)

- 4 この条例の施行の日において市長等及び議員である者に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該職に就いたときは、当該職の任期の開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。